

教育委員会制度の見直しに関する意見書（案）

政府与党において、教育委員会制度改革案がまとまったとの報道があった。この改革案は、首長が総合教育会議（仮称）を主宰して教育行政の指針となる大綱的な方針を策定するなど、首長と国による支配・介入を強める内容となっている。

これまで、地方教育行政は、学問の自由や教育を受ける権利など、基本的人権の尊重、地方自治の原則などにのっとり、国や地方行政から独立し、国民に直接責任を負ってきたが、今回の改革案は、この教育委員会制度の根幹を揺るがしかねない。

また、首長が変わるたびに、教育方針の変更などで現場に混乱が起こり、子どもたちがその被害者となってしまう可能性がある。

教育委員会制度のあり方については、教育関係者や保護者を始めとした国民的な議論がまだ不十分であり、早急に結論を出すべきではない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、教育委員会制度改革に関し、見直しも含めて検討するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		